

平成24年9月4日

荒川区長 西川 太一郎様

日暮里富士見坂を守る会 代表／金子 誠

【緊急要請】

日暮里富士見坂からの眺望を歴史的な「風景遺産」として継承するために、
現在進行中の建設設計画変更に伴う補償の検討等について

日頃より、日暮里富士見坂からの眺望へのご理解とご努力につきましては、頼もしくまた有難く感じております。

さて現在、この富士山への眺望の入り口となる文京区千駄木3丁目において、11階建ての賃貸マンション建設が計画されています。この建物は敷地面積689.33平方メートルであり、決して大きな開発ではありません。しかし、歴史的な「風景遺産」として継承したいと願う富士見坂からの富士山の眺望は、限りなく失われるものと危惧されます。

このマンション建設は、建築主の方にとっては、今後、長く住み続けるためのやむを得ない計画であることを、設計・施工を担う企業の方よりうかがっております。

そうであるとすれば、都心で唯一となった最後の富士見坂の眺望を遮るビルとして、将来にわたり象徴的に建ってしまうことは、建築主の方にとってもつらいものであると想像できます。

すでに税金対策・資産運用のための賃貸マンション建設は現況に合わせず、不忍通りでの賃貸マンションは現在供給過多であり、数年ののちには空き室対策が町づくりの課題になるといわれております。

とすれば、「富士見坂の眺望を守った建物」として、長く親しまれる多様な設計変更案を提示し、建築主のご理解を得ることは、けっして不可能ではありません。

こうした話し合いを経て、建築主の方のご理解を得ることにより、日暮里富士見坂からの眺望は守られ、保全のガイドライン作成に向けて、大きく舵がとられることになる信じます。

今回の、眺望の入り口にあたる場所での保全は急務ですが、保全の可能性が示された場合、その影響は非常に大きなものになると考えられます。新宿区大久保で計画中の大規模な開発での景観調整、富士見坂の眺望保全のガイドラインづくり、そして広域景観への取り組みにも、直接的に波及することは間違ひありません。

つきましては下記要請について、至急ご検討くださいますよう、お願いいいたします。

【要請事項】

- 1、建築主との話し合いの場を早急に設定するよう、文京区に働きかけてください。
- 2、日暮里富士見坂からの眺望保全に関して、関連区、および東京都と連携し、保全のガイドラインづくりに至急着手してください。
- 3、日暮里富士見坂を保有する荒川区として、建設設計画変更に伴う補償を検討してください。

今後の保全活動のため、直近ではありますが、9月14日（金曜日）までに文書でご回答くださいますよう、お願いいいたします。

この要請書への連絡先

日暮里富士見坂を守る会 <http://fujimizaka.yanesen.org/>

〒116-0013 荒川区西日暮里3-2-5 (金子方)

fujimizaka@yanesen.com

TEL/FAX 03-3822-3649 (中島) 080-6670-0142 (山崎)